

令和 7 年 2 月議会定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合

令和 7 年 2 月議会定例会提出議案

議案 番号	議 件 名
1	専決処分について 専決第 1 号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
2	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
3	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
4	令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
5	令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
6	令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

議案第 1 号

専決処分について

下記事件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

記

専決第 1 号 新潟県市町村総合事務組合理約の変更について

専決第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和 6 年 11 月 27 日専決

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 2 の 2 の項及び 3 の項中「糸魚川市」の次に「、妙高市」を加える。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第2号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和7年2月14日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正)

第2条 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例(令和5年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第3条 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第8号)の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例における罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例における罰則の適用等に関する経過措置）

第３条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議案第 3 号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 1 9 年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 ただし書中「前条第 2 項」を「同条第 2 項」に改める。

第 1 3 条第 3 号中「すべて」を「全て」に改める。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「2 9 万円 5 千円」を「3 0 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「5 4 万 5 千円」を「5 6 万円」に改める。

第 1 8 条中「第 1 9 条の 2」を「第 1 9 条第 2 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の 3、第 1 3 条第 3 号及び第 1 8 条の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 4 号

令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,479 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 298,537,310 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 14 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		3,221,324	10,479	3,231,803
	2 基金繰入金	1,447,282	10,479	1,457,761
補正されなかった款項にかかる額		295,305,507		295,305,507
歳入合計		298,526,831	10,479	298,537,310

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 特別高額医療費共同事業拠 出金		110,595	355	110,950
	1 特別高額医療費共同事業拠 出金	110,595	355	110,950
6 諸 支 出 金		2,648,698	10,124	2,658,822
	1 償還金及び還付加算金	2,648,697	10,124	2,658,821
補正されなかった款項にかかる額		295,767,538		295,767,538
歳 出 合 計		298,526,831	10,479	298,537,310

議案第 5 号

令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 7 8 2, 9 0 6 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,781,477
	1 負担金	1,781,477
2 国庫支出金		710
	1 国庫補助金	710
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		718
	1 預金利子	326
	2 雑入	392
歳入合計		1,782,906

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,247
	1 議 会 費	1,247
2 総 務 費		1,781,559
	1 総 務 管 理 費	1,781,121
	2 選 挙 費	68
	3 監 査 委 員 費	370
3 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		1,782,906

議案第 6 号

令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 0 5 , 9 4 7 , 5 5 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条において準用する同法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 2 款保険給付費の各項に計上した負担金、補助及び交付金に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		56,618,019
	1 市 町 村 負 担 金	56,618,019
2 国 庫 支 出 金		103,132,122
	1 国 庫 負 担 金	73,915,394
	2 国 庫 補 助 金	29,216,728
3 県 支 出 金		25,638,855
	1 県 負 担 金	25,638,855
4 支 払 基 金 交 付 金		117,182,083
	1 支 払 基 金 交 付 金	117,182,083
5 特別高額医療費共同事業交付金		116,043
	1 特別高額医療費共同事業交付金	116,043
6 財 産 収 入		13,297
	1 財 産 運 用 収 入	13,297
7 繰 入 金		2,898,319
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,680,626
	2 基 金 繰 入 金	1,217,693
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		348,818
	1 預 金 利 子	10,521
	2 延滞金、加算金及び過料	2
	3 雑 入	338,295
歳 入 合 計		305,947,557

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1,736,755
	1 総 務 管 理 費	1,736,755
2 保 険 給 付 費		302,589,792
	1 療 養 諸 費	286,051,341
	2 高 額 療 養 諸 費	15,162,150
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1,376,301
3 特別高額医療費共同事業拠 出金		116,221
	1 特別高額医療費共同事業拠 出金	116,221
4 支 払 基 金 拠 出 金		290,428
	1 支 払 基 金 拠 出 金	290,428
5 保 健 事 業 費		1,158,559
	1 健 康 保 持 増 進 事 業 費	1,158,559
6 諸 支 出 金		35,302
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	35,301
	2 延 滞 金	1
7 公 債 費		20,000
	1 公 債 費	20,000
8 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		305,947,557